

奈良県選挙管理委員会告示第十号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第八条第七項の規定により、参議院（選挙区選出）議員選挙（奈良県選挙区）において候補者等から申込みがあったときに手話通訳を付して政見を録画するものとする放送事業者を次のとおり定めたので告示する。

令和七年五月二日

奈良県選挙管理委員会

委員長 福井英之

参議院（選挙区選出）議員選挙（奈良県選挙区）において手話通訳を付して政見を録画するものとする放送事業者

日本放送協会

奈良テレビ放送株式会社